

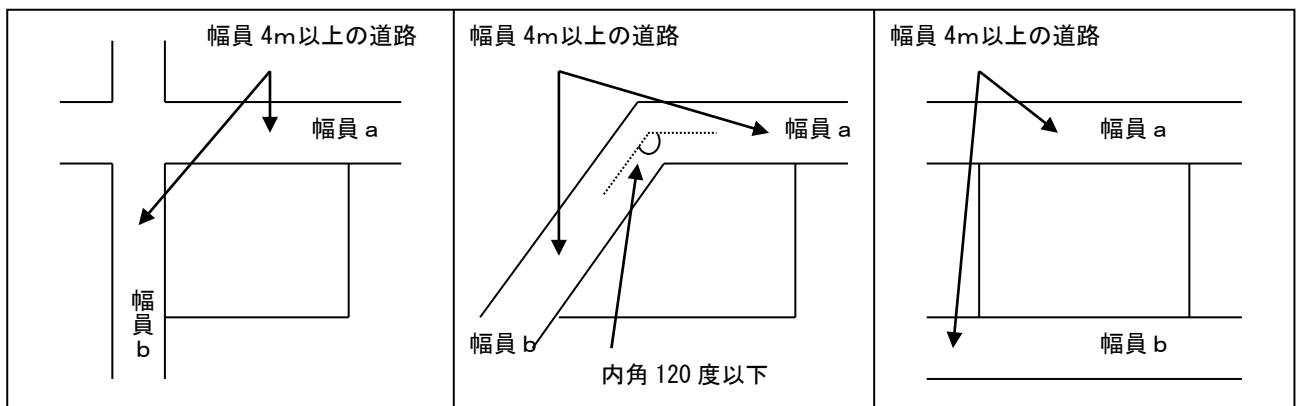
第 2 節 神奈川県建築基準法施行細則の解説

(1) 細則第 20 条第 1 項により建蔽率緩和が適用されるケースについて

建蔽率緩和が適用される場合は、次の条件を満たす敷地である。

- ① 幅員がそれぞれ 4m 以上の 2 以上の道路に接する
- ② 敷地境界線の 3/10 以上が道路に接する

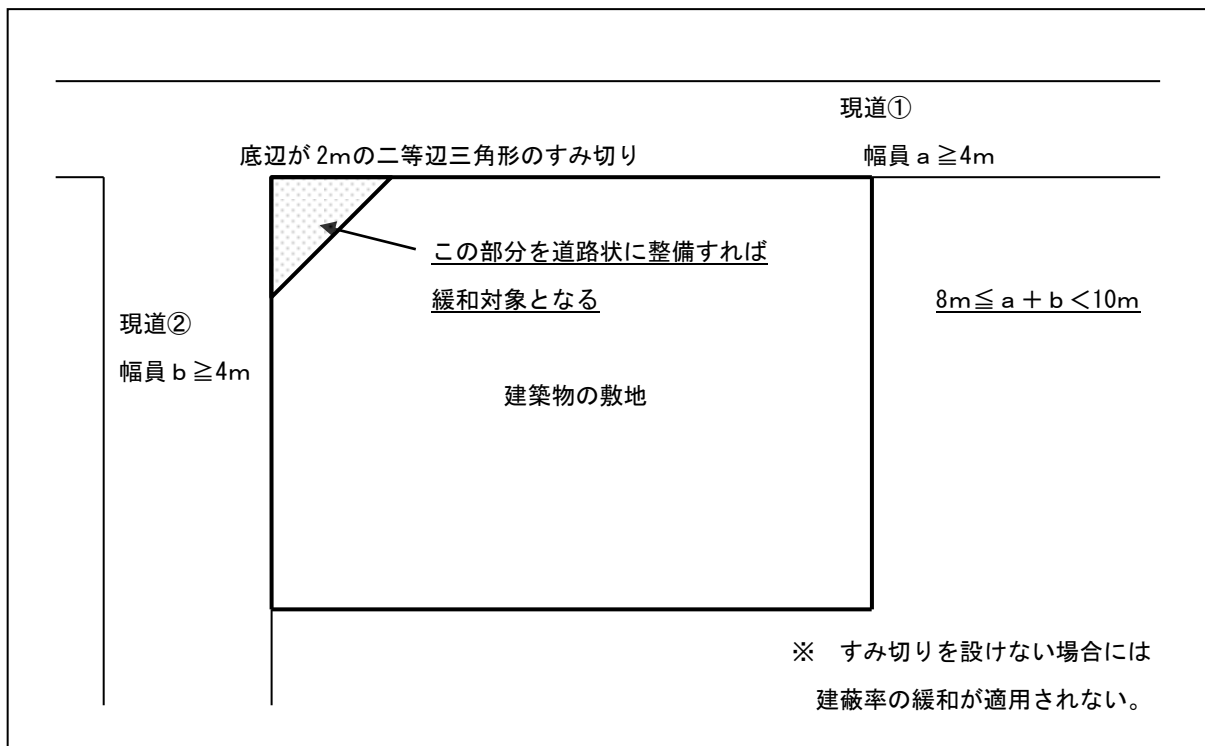
典型的な例



ただし、街区の角にある敷地で、

- ③ 幅員が $8m \leq a + b < 10m$

の場合については、すみ切りを設け、その部分を道路状として築造した場合のみ、建蔽率の緩和が適用される。なお、設けられたすみ切り部分を建築物の敷地に算入することは可能である。



2 項道路における適用

